

本省局部課長
本省所管各庁の長
(除く、検事総長、検事長及び検事正)
中央更生保護審査会委員長

法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月●日

法務大臣 鈴木馨祐
(公印省略)

法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令
法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号大臣訓令）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前						
別表第 1 行政文書の保存期間基準					別表第 1 行政文書の保存期間基準						
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例		
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯						
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	〔（1）～（5）略〕			1	法律の制定又は改廃及びその経緯	〔（1）～（5）同左〕				
		（6）官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年			・ 官報	（6）官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報の写し
		（7）〔略〕					（7）〔同左〕				
2	条約その	〔（1）～（5）略〕			2	条約その	〔（1）～（5）同左〕				

	他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示 に関する 文書その 他の公布 に関する 文書（二 の項二）	20 年（ 保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書（経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、 重 要 性 が な い も の） につい ては 30 年）	・ 官報
3	政令の制 定又は改 廃及びそ の経緯	〔(1)～(5)略〕			
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示 に関する 文書その 他の公布 に関する 文書（一 の項ト）	20 年	・ 官報
		(7)〔略〕			
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	〔(1)～(3)略〕			
		(4)官報公 示	官報公示 に関する 文書（一 の項ト）	20年	・ 官報
		〔(5)略〕			
〔 5 ～ 13 略 〕					
その他の事項					
14	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)告示の 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯（ 1 の 項 から 13 の項ま でに掲 げるも のを除 く。）	〔①～④略〕		
		⑤官報公 示に関 する文 書（二 十の項 ハ）	10年	・ 官報	
		(2)〔略〕			
〔 15 ～ 38 略 〕					

	他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示 に関する 文書その 他の公布 に関する 文書（二 の項二）	20 年（ 保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書（経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、 重 要 性 が な い も の） につい ては 30 年）	・ 官報の 写し
3	政令の制 定又は改 廃及びそ の経緯	〔(1)～(5)同左〕			
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示 に関する 文書その 他の公布 に関する 文書（一 の項ト）	20 年	・ 官報の 写し
		(7)〔同左〕			
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	〔(1)～(3)同左〕			
		(4)官報公 示	官報公示 に関する 文書（一 の項ト）	20年	・ 官報の 写し
		〔(5)同左〕			
〔 5 ～ 13 同左 〕					
その他の事項					
14	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)告示の 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯（ 1 の 項 から 13 の項ま でに掲 げるも のを除 く。）	〔①～④同左〕		
		⑤官報公 示に関 する文 書（二 十の項 ハ）	10年	・ 官報の 写し	
		(2)〔同左〕			
〔 15 ～ 38 同左 〕					

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。